

高知県観光キャラクターの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別紙「高知県観光キャラクター」（以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用許諾申請及び利用許諾)

第2条 キャラクターを利用しようとする者は、この要綱を遵守することを前提に、あらかじめ高知県知事（以下「知事」という。）に「高知県観光キャラクター利用許諾申請書」（第1号様式。以下「申請書」という。）を提出し、許諾を受けなければならない。

2 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し「高知県観光キャラクター利用許諾書」（第2号様式。以下「利用許諾書」という。）又は「高知県観光キャラクター利用不許諾書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により許諾する場合において、利用に係る許諾条件（以下「許諾条件」という。）を付することができる。

(申請書の添付資料)

第3条 申請書には、キャラクターを利用しようとする商品等の見本（以下「見本」という。）を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、キャラクターを利用する商品等が確認できる写真等の添付によることができる。

(利用許諾の期間)

第4条 キャラクターの利用許諾の期間は、利用を許諾した日からその日が属する年度の末日までとする。

(利用許諾の制限)

第5条 知事は、申請内容が次のいずれかに該当する場合は、キャラクターの利用を許諾しないものとする。

- (1) キャラクターの縦横の比率が変わるなど形状、図柄、色等が変形しているとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき。
- (3) 高知県及び高知県観光の信用やイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (4) キャラクターが特定の商品、団体・企業等の事業等を保証又は推奨していると誤認されるおそれがあるとき。
- (5) 宗教的行事、政治活動等に利用するとき。
- (6) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用するとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (8) その他キャラクターの利用が適当でないと認められるとき。

2 キャラクターの利用が次のいずれかに該当する場合は、「高知県観光キャラクター

一」であることを明示しなければならない。

- (1)商品（販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）又はそれに準ずるもの）に利用するとき。
- (2)景品（商品等の販売促進を目的とした品物（パッケージを含む。）又はそれに準ずるもの）に利用するとき。
- (3)広告（商品、事業等の情報を広く宣伝するもの）に利用するとき。
- (4)その他知事が認めるとき。

(利用責任)

第6条 知事から利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、キャラクターを利用した商品等の瑕疵等により第三者に損害を与えた場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県に迷惑を及ぼしてはならない。

- 2 利用者は、キャラクターの利用により高知県に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらずこれによって生じた損害を高知県に賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第7条 利用者は、キャラクターの利用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、高知県はその侵害についての一切の責を負わないものとする。

(利用許諾の変更)

第8条 利用者は、許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ「高知県観光キャラクター利用許諾変更申請書」（第4号様式）を知事に提出し、その許諾を受けなければならない。

- 2 第3条の規定は、前項に規定する利用許諾の変更申請に準用するものとする。

(利用の終了の届出)

第9条 利用者は、許諾を受けた利用期間の終了日までにキャラクターの利用を終了するときは、「高知県観光キャラクター利用終了届」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用許諾の取消事由)

第10条 知事は利用者が次のいずれかに該当した場合は、当該許諾を取り消すことができる。

- (1)この要綱または許諾条件に違反したとき。
- (2)申請内容と異なるキャラクターの利用をしたとき。
- (3)第5条第1項各号のいずれかに該当してキャラクターを利用したとき。
- (4)次条の調査に応じないとき。

- 2 前項の規定による利用許諾の取消による利用者の損失については、知事はその一切の責めを負わないものとする。

(利用状況の調査)

第11条 知事は、利用を許諾したキャラクターの利用状況について調査をすることができる。この場合、利用者は知事から調査の通知を受けた場合は、キャラクターの利用状況について知事に報告しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 知事は、キャラクターの利用の許諾等にあたり取得した申請者の個人情報を、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）により、適正に取り扱わなければならない。

(利用料)

第13条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(目的外利用、権利譲渡及び商標登録等の禁止)

第14条 利用者は、第2条の許諾を受けた事項以外の目的にキャラクターを利用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

2 キャラクターに関しては、国内外を問わず商標、意匠等の登録出願はできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住所 〒

氏名

(担当者名： 電話番号：)

高知県観光キャラクター利用許諾申請書

高知県観光キャラクターの利用について、下記のとおり申請します。

記

キャラクターを利用する商品等の名称と数量	
利用目的	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

※キャラクターを利用する商品等の見本等を添付してください。

※デザインは、一切の変形を認めません。

※商品に利用する場合は、商標登録等の確認をしたうえで申請をしてください。

(第2号様式)

高知県観光キャラクター利用許諾書

利用者の住所 および氏名	
利用目的	
キャラクターを 利用する商品等の 名称と数量	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用許諾番号	
備 考	
許諾条件	

上記のとおり利用を許諾します。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

(第3号様式)

高知県観光キャラクター利用不許諾書

利用者の住所 および氏名	
利用目的	
キャラクターを 利用する商品等の 名称と数量	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用を許諾しない 理由	

上記のとおり利用を不許諾とします。

年 月 日

高知県知事 濱田 省司

(第4号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住所 〒

(担当者名 : 氏名 電話番号 :)

高知県観光キャラクター利用許諾変更申請書

利用許諾を受けた事項について下記のとおり変更したいので、申請します。

記

利用許諾番号	
利用許諾を受けた商品等	
変更事項	
変更の理由	
備考	

※変更後の商品等の見本等を添付してください。

(第5号様式)

年 月 日

高知県知事 濱田 省司 様

申請者 住所 〒

氏名

(担当者名： 電話番号：)

高知県観光キャラクター利用終了届

利用許諾を受けた事項について下記により利用を終了しますので届け出ます。

記

利用許諾番号	
利用許諾を受けた 商品等	
利用終了日	年 月 日
利用終了の理由	
備考	

(別紙) 高知県観光キャラクター

